

調査・研修報告書（議員用）

報告者：松本 みのり

実施場所：岡山市立市民文化ホール・おかもやま
西川原プラザ

実施日：令和5年7月22日・23日

■目的・課題・問題事項（調査・研修に先立っての思いや本市の現状 など）

地方分権改革が進められ、国と地方の関係は、上下・主従から対等・協力に変わり、各地方公共団体は自らの判断と責任によって、地域の実情に沿った行政運営を行なっていくことが求められるようになってきている。けれど実際には、国の動向を見極めて行政運営を考える場面が多く、地域の実情に合わせて、地方から国を動かしていく気概も動きもまだまだ不足していると感じる。地域をより良くしていくために、国と真に対等・協力関係を築くためのヒントを得て、今後に活かしたい。

■参考とすべき事項

【全体会】

- * 国の政策を無批判に受け入れている自治体が多いのではないか？自分の自治体はどうか？
- * 社会保障の大半は人件費で、雇用効果が高い。そこを削るとどうなるか？
- * 2022年6月杉並区長選挙では、20代女性の投票率が一番上がった。
- * 投票率が上がる＝政治、社会を変えたいという票が増えること。もしくは地域を破壊から守りたいという票が広がること。
- * 多様な人が議会にいることの大切さ。
- * 1人の勇気が全体に広がり、意識を変える。
- * まちづくりは人づくり。地域に関心を持ち、地域を良くする人を増やす。
- * 人は実践を通してしか変わらない。
- * 「地域主権」の意識を持つ。

【分科会：自治体民営化のゆくえ】

「自治体民営化を考える」 尾林芳匡さん

- * 民営化が進むと、地域の消費購買力・所得税収が減少。利益は東京本社へ。
ここが問題の本質。
- * 公の組織がボランティアを持ち上げる時は、本来支払うべき賃金を有耶無耶にする目的があり、注意が必要。放課後子ども教室→3時間1080円でやろうとしていた。担い手はボランティア。
- * 市場化テスト→労働条件は企業秘密のまま入札。営利企業が入ると、人的経費が抑えられ、非正規・派遣労働が増え、利益に置き換えられる。
市場化テストとは、国や自治体が運営してきた公共サービス（水道事業やハローワーク関連事業）を国だけに任せるのではなく、民間事業者も公共サービスの担い手になれる制度。官民が平等な条件のもとに競争入札を行い、サービス内容と価格面で優れた方が公共サービスの担い手になれる制度であり、公共サービスの質の向上と経費削減を両立することが可能。
- * 水道民営化、テレビの公開討論企画は2回とも相手が逃げた。
- * PFI (Private Finance Initiative) 民間の資金やノウハウにより、公共施設の建設と調達を進法により、施設、道路や鉄道・水道などの大規模な建設事業を企画から運用まで民間に委ねることとなった。
- * PFIにより、自治体の関与と住民の立場の後退が起こった。
- * 内閣府は、PFIをどうやったら増やせるか考えている。
- * PFI →財政難の元でも施設建設推進。自治体の関与と住民の立場の後退。
設計も仕様も企業に丸投げする仕法。※仙台松森PFI天井崩落事故。「この事故はPFIだから起きたとは言えない。けれど従来通りの工法を採っていたら起きなかっただろう。」との報告。最終版は、「PFIだから起きたとは言えないが、PFIと言えども、自治体の関与を増やす必要がある。」

参考様式第8号

- * 公有地を営利企業に差し出すために、全国で公園の木が切られる事態が増えている。
 - * 都市公園 PFI→売上高めるために木を切り、収益施設を増やし、管理費を減らす。
 - * PFI で小学校の木が全て切られるといったことも起きている。
 - * ゴミ焼却施設に PFI を取り入れると、ゴミを燃やせば燃やすほど企業利益につながり、減らす努力に力が向かなくなる。
 - * 『PFI 神話の崩壊』2009 年。住民や議会の情報公開の権利がストップする。
 - * 民営化によって、情報公開にベールをかけられてはいけない。
 - * 企業と地方自治体の利益は相反する。PFI は増えなくなった。
 - * 2011 年 コンセッション方式→儲けだけ民間で。
- Concession**→利権のこと。利益を得る権利。お金儲けのための権利。「利権」では支持されない
ので、「運営権」と訳した。
- * 2013 年 民間資金等活用事業推進
 - * 2015 年 公務員退職派遣制度
 - * 「公共サービスを産業化する」 骨太方針に書かれる。
 - * PFI 止める事例が相次いでいる。
 - * 会計検査院 PFI 報告書。
 - * 2022 年 PFI 法改正。債務不履行を OK とした。
 - * 設備投資を公費で行なっている指定管理。
 - * 地方自治法の中に公の施設の扱いについての記述。
 - * 「パブリックサービス研究会」年会費 1 社 50 万円。「設備投資なしで儲けられます。」
「利用料金条例によって縛られていると自由に値上げできない。先に縛られていないのをチェックするのが儲けるコツです。」
 - * 指定管理者→営利企業 子どもの安全より、利益確保に傾く。コストをいかに安く抑えるか。
 - * 地方独立行政法人→毎年 1%削減。3 から 5 年ごとにコストカットのチェック。官から民へ。
民から廃止へ垂直的減量。
 - * 大阪府立病院→次々値上げで 13 億円黒字 (5 病院)。
 - * 厚生労働省→水についての監督権を奪われ、国土交通省へ。
 - * 公の施設を使う住民の命と安全にも関わる。埼玉県ふじみ野プール事故。
 - * 足立区→法務局から改善指導。東京労働局より「偽装請負」の是正勧告。
偽装請負とは、実態は労働者派遣であるにもかかわらず、請負契約のように偽装すること。委託
者側が実際に業務を行う請負主の社員に対し、直接業務上の指示を行ったり、契約外の業務を委
託したりすることが禁止されている。直接指示する場合は労働者派遣契約を結ばなければならない。
い。
 - * 国内では、新自由主義批判が育っていない。
 - * バイデン→「トリクルダウンは失敗だった。」と述べている。
 - * 企業が儲かるということは、その分住民が損するということ。
 - * リース方式は実は建設と同じ。議会のチェックが入らなくなり、事業者は大手しか入れず、地
元業者の仕事が無くなっていく。
 - * 保育園委託費の弾力運用→使わずに取っておいて本部費用としても良いことに。
 - * 憲法 15 条→公務員は全体の奉仕者→公共サービスは弱い立場の人のためにある。
 - * 岩手県紫波町「オガールプロジェクト」→「紫波型エコハウス基準」

■提言・その他（本市の施策等にどのように活用すべきか など）

*国の方針、政策をよりよく改善していくための情報提供、提案を、地方公共団体が積極的に行っていくことが、地方自治を実のあるものにしていくためには重要。無批判に全てを受け入れるのではなく、より良い政策を生み出せるよう、国に対して意見もしつつ、互いに協力し合う姿勢を失わず持ち続ける。

*どのような地域をつくるのか、自ら考え、守るべきところは守り、変えるべきところは変えていく、国任せではない自治体を目指す。

*自分たちの町のことを、自分たちで決める。そのために、議会、行政、市民がフラットな立場で共に学び合い、話し合える環境を持つ。

*公共サービスの民営化の際のお金の流れや、地域経済への影響を意識した上での制度設計を行う。

*1人の勇気が全体の意識を変えることを忘れない。

*「どうせ無理」を言わない、言わせない町、社会をつくる。

*公共サービスは、「弱い立場の人のためにある」ことを忘れない。

*短期的な「コスト」だけでなく、長期的な経済の流れに目を向けて政策を考える。

*議員は問題の指摘をするだけでなく、より良い解決策を模索し、現実的な提案を行う。